



平成27年1月1日、改正相続税法が施行されました。この改正では基礎控除が大幅に引き下げられるなど、皆さまの生活にも大きな影響が考えられます。私たち、司法書士と税理士は、相続手続（遺産分割、相続放棄、相続登記など）、相続税、贈与税のエキスパートとして、皆さまの疑問にお答えします。この機会に、相続について考えてみませんか？

司法書士・税理士による 相続・贈与**無料**合同相談会

開催日 平成27年11月21日(土)

受付時間 10時～15時

予約不要

相談会場 長野市もんぜんぷら座

601号会議室（受付場所）

（〒380-0835 長野市新田町1485-1）

お車でお越しの際は、TOiGOパーキングまたは鍋屋田駐車場をご利用ください。駐車券をもんぜんぷら座事務局にお持ちいただければ、1時間200円の駐車料金のうち100円の割引を受けられます（ただし、最大2時間まで）。

主催 長野県司法書士会・関東信越税理士会長野支部

問い合わせ先 長野県司法書士会総合相談センター（TEL 026-232-7492）